

第1回 府中市緑の基本計画検討協議会 議事録

日 時：平成29年11月6日(月) 14：00～15：50

場 所：府中市役所西庁舎3階第3委員会室

出席者：(敬称略)

協議会委員(10名) 後藤瑞穂、佐藤留美、千賀裕太郎、松村良夫
片山美智子、山田義夫、田中善雄、三浦眞二郎
葛西利武、小岩井雅人

事務局(7名) 高野市長、深美部長、塚田次長、角倉課長、
後藤課長補佐、宮本係長、曾田技術職員

欠席委員：0人

議事 開会

- 1 委嘱状の伝達
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 正副会長選出
- 5 諮問
- 6 議題
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) 緑の基本計画について
 - (3) 府中市の緑の現状について
- 7 その他

資料

- 1 次第
- 2 府中市緑の基本計画検討協議会規則
- 3 府中緑の基本計画検討協議会委員名簿
- 4 席次表
- 5 資料1：緑に係る法改正の動向等について
- 6 資料2：府中市の緑の現状について(抜粋版)
- 7 資料3：府中市の緑の現状について
- 8 資料4：府中市の緑に関する市民アンケート報告書

会 議 録

< 1 : 委嘱状の伝達 >

各委員へ委嘱状を伝達。

< 2 : 市長あいさつ >

市長より府中市緑の基本計画検討協議会の開催に際してあいさつ。

< 3 : 委員紹介 >

各委員より自己紹介

< 4 : 正副会長選出 >

山田委員より千賀委員を会長への推薦があり、委員の承認を受ける。
千賀会長就任挨拶。

千賀会長より佐藤委員を副会長への推薦があり、委員の承認を受ける。
佐藤副会長就任挨拶。

< 5 : 諮問 >

市長より各委員へ諮問。

< 6 : 議題 >

「議題 1 : 今後の進め方について」

事務局より資料内容を説明

質疑とも特になし

「議題 2 : 緑の基本計画について」

事務局より資料内容を説明

委 員： 2つほどよろしいでしょうか。

会 長： どうぞ。

委員： 都市公園内で保育所などの設置を可能にするということは、保育所ができるのと保育所以外の者は利用できなくなるという意味なのかどうかということと、そういうことはどういうふうに考えたらいいかということ、あとは収益施設、カフェ、レストランの設置というところですが、ここも先日、八王子の車の展示会のようなところに行ってきましたが、あそこで食べた肉はほとんど電子レンジで温めたような肉でした。もしカフェ、レストランなどを設置してやる場合、そういう物しか食べられないものか。要するに、火を使ってはいけない物に限定してしまうのかなど、そういうことが気になります。

会長： 今のご質問に関連して。

事務局： 今、2点ほどご質問があったかと思います。1点目は「保育所等」ということでございますが、実は保育所だけではなく老人保健施設であるとか、さまざまなメニューが今回、国のほうから発表になったところでございます。ただし今、委員のほうからご懸念がございましたように、例えば公園に保育所等を設置してしまいますと、それ以外の用途では使えなくなってしまうのではないかというご心配かと思えます。確かにそういうことがあろうかと思えます。

現在、都内では都立公園であるとか大きな施設のところに、夏に保育所が開園したと思えます。そういった取り組みも新たにできておりますので、今現在、東京都などいろいろなところとご協議させていただいておりますが、やはり比較的大きな公園でないとなかなか難しいのかとは今、感じているところでございます。

2点目のカフェということでございますけれども、これにつきましても、これまでは公園の中でレストランやカフェはなかなか認められないというか、できないというハードルがあったところでございます。今、委員からお話ございましたのは、八王子で市制100周年ということで全国緑化フェアを開催しております、その期間だけ短期的にレストランを開催していたところですが、こういったメニューができたことによって、今後、恒常的に公園の中にレストランやカフェ、火を使う物もそうですけれども、そういったものを設置することができる、ということが記載されたところでございます。

なお、これらの考え方につきましても、お手元の資料1の2ページの下段、青と緑とオレンジのところの下に横長にございますけれども、実は市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項を拡充しということで、こういったものを取り入れる場合はきちっと緑の基本計画の中に記載をなさいよということが、新たに今回つけ加わっております。こういったところについても今後ご議論をさせていただく場面をつくらせていただければと思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。以上でございます。

会 長： どうぞ。

委 員： 私も今、公園管理をしている現場におりますので、少し補足させていただきます。今回の都市緑地法の改正の一番根っこにあるのは、やはり公民連携を進めていかなければいけないということがあるかと思えます。その中でまず緑というと、予算的にも非常に厳しい状況にあります。全体の財政が厳しくなってくると緑から削られてしまうというような状況もあるかと思いますが、そういったことの中でやはり公園や緑というものをきちんと都市の中に担保していくという中で法律改正だったかなと思っております。この保育所と、もう1行目で驚いてしまったりしますが、今まで公園の中にそういう施設をつくることのできなかつた物をつくることのできることによって、公園をもっと複合的に使っていくとか、活性化させていくという意味合いもあるかなと思えます。

今ですと代々木公園がちょっと有名な、「まちのこども園 代々木公園」ということでこれからオープンするところかと思えます。カフェにつきましては、これに先だって試験的に行われたり、いろいろしているところがありまして、例えば上野公園のスターバックスもそうです。そういったカフェ、レストラン、普通のところも入ってくるのかと思えますし、そういったレストランが入って収益を上げられる公園もあれば、そうではない公園もあって、その中をバランスをとって、収益を上げられるところで収益を上げ、地域に必要な公園にそれをまた還元していくといったような考え方があるかと思っております。以上です。

会 長： ありがとうございます。ほかによろしいですか。委員の皆さん、ほかにご質問は。

委 員： 質問ではないですが、もう1つ、2ページの概要の青い部分、都市公園の再生・活性化のところのご質問があったところですが、例えば真ん中の緑色の緑地・広場の創出というところでは今、東京の緑の約7割は実は民地です。公園や街路樹よりも民間の持っている畑、雑木林、社寺林などの森林、崖線の緑が多くを占めております。ただ、そういったところはやはり非常に開発にさらされていくというところでは、民間で何か市民緑地なり公的な役割を緑地に持たせて、ある程度税金などを優遇していきなり、またはそういう担い手を民間が担えるといったようなことが、これからの緑を担保していくのに必要です。また、右側の都市農地もまさにそうで、都市農地は民間が持っている民地ですが、そういったところが今、生産緑地ということになっておりますと、生産だけということですが、この「生産」の考え方をもっと広げて、レストランや直売所などいろいろな環境を、体験施設の創設などができるようにしていくといったような、緑をまちなかの新たなサステナビリティや今後の将来像に向けて沿わせていくような法律改正になっているかなと思っております。

会 長： ありがとうございます。ほかにご意見、あるいはご質問なり、ございますか。

委 員： 私は友好都市というので、たまにウィーンのほうに行くことがありますが、ウィーンでは公園には必ず緑地があつたりお花の時計があつたり、机と椅子があつて読書をしたり、どちらかというところ観光地化しているところがそのような場所になっているところがあります。せっかく友好都市なので、そういうところのあれを府中でも取り入れて、全部やるのは無理だと思いますけれども、何かそういうスポット的なところがないかというのが私の夢です。

もう1つは、これは本当に難しい課題だと思いますけれども、東京農工大学が府中の北側のほとんど半分以上を占めている、非常にいい場所があります。東京農工大学と連携してその中に今、言ったような物をつくったり、体験型とか、そこは農業の専門家ばかりがいると思

いますので、あれだけの広い農場があるのだったら何かできそうな気がします。いかがなものでしょうか。

会 長： 今、2つほどご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

事務局： はい、会長。まず、1点目の公園の花時計など、今までと違った視点での公園の取り組みということかと思えます。先ほど市長からもご挨拶や諮問の中でもあったかと思えますけれども、やはり我々がこれから求めていくものは、量から質へというところを大きく、いわゆるクオリティーといったところも今回取り組んでいく1つ大きな観点かと思っています。

我々が関与しております公共花壇なども同じことが言えるかと思っておりますので、そういったご意見をお受けした中で、今回のこの基本計画をつくっていく中にご検討させていただければと思えます。

もう1点、農工大学等との連携ということだと思えますけれども、これはおっしゃるように今後、非常に重要と思っているところでございます。また、府中市の中にはもう1つ、都立農業高校がございませう。2つの大きな学校がございませうので、実は今、農業高校さんとはいろいろ話ができるような状況をつくりつつあります。農工大学様につきましては、できれば千賀先生にいろいろアドバイスをいただきながら、どのような連携ができるかというところもいろいろ探っていきたいと考えています。以上です。

会 長： 私はもう大学を定年退職していますが、今の大学との連携については、大学というのは基本的に教授会で決めます。教授、准教授、助手も含めて集まって議論するわけです。仮に市からそういう申し入れがあれば、それは教授会で議論されます。初めから、そんなものはだめだ、とは言わないだろうと思えます。

ただ、具体的にどういうことがしたいのか、ある程度イメージがあった形で提案しないと、なかなか議題に上らせにくいという面があります。仮に具体的で、決して受ける側も無理がない提案があれば出して、これは市として出すものですから、当然、大学側はまずそれを受けてできるかどうかを判断する。そのときは教授会も議論しながら判

断していくことになりますから、門前払いを食わされるということはないだろうと思います。

さて、私が最近、非常に気になっていることがあります。これは別に府中がどうの、あるいは緑地がどうのだけの問題ではないですが、子供が外の緑地で遊んでいる、これを大人、特に老人が日中家にいて、うるさい、昼寝をしてもうるさい、と言って叱る例が出ていて、テレビでも問題になっています。これをどう考えたらいいのかということがあります。子供にとっては非常に大事な問題だと思っています。

我々が子供のころは緑地で野球をしたり、大いに遊んでいました。今は大きな声を出して外で遊ぶなということを、近くの老人たちに叱られるというのは、由々しきことだと思っています。

委員： 由々しきことだと思っています。

会長： そんなふうにしていたら、子供は育ちません。町への愛着もなくなるでしょう。あるいはむしろ敵意さえ感じる。僕らは別に悪いことしないで緑地で遊んでいるのに、地元のおじいちゃんたちがと。この問題は、多分、府中にもあるのかもしれないし、全国的な問題になっていると思います。どこでどう議論したらいいのか、ちょっとわからないです。何とかしないと将来大変なことになります。

委員： 本当ですね。そう思います。

会長： 地域に愛着を持つ子供を育てることにならない。全く逆の子供になってしまう。

委員： 私も先日の日曜日、公園で6才の娘と柔らかいボールを蹴りながら遊んでいましたが、隣に住んでいる老人が出てこられて、「看板が見えないのか、この公園はサッカー禁止なのだ」ということで、すごい剣幕で怒られたのです。

ただ、そこに書いてあるサッカー禁止というのは、小学生とか中学生が本当のサッカーボールでサッカーをやるようなことを「サッカー

禁止」と書いてあると我々は解釈して、6才の女の子とぷよぷよのゴムボールで遊んでいましたが、それに目くじらを立てて怒ってくる老人というか、おばあさんが隣に住んでいる。

そういう環境というか、それに書いてあるから絶対にだめなのだという、そういう気持ちが今、あるような気がします。

委員： それはこの緑の基本計画の「緑の創出」の意義の中に子供や次世代を育てる健全性を育む、そういう緑地づくりをしましょうということがしっかり書かれてあって、それに即してやる一連の活動、子供たちの行動みたいなものは推奨されるべきものだというような、積極性に一步踏み込んだ表現があってもいいかもしれませんね。

委員： うちの娘はそこからボール遊びはしなくなりましたね。怖がってしまって。

委員： かわいそう。

会長： 逆に今、緑地は非常に大事な場所ですね。ただ単にあいているから、空間だから眺めていて気持ちがいいではなく、本当に近くの小さな子供たちが自由に遊べる場として意義があったわけです。それを否定する地域の市民がいるというのは愕然とします。

委員： 子供を持っている者からすると、どこで遊べばいいのでしょうかと思います。

会長： 当然、声を出しますよ。鬼ごっこをしたら声を出します。そういうことまでやるなという声が出てきている、それが全国的にもそういう傾向があるというのは由々しきことだと思います。

委員： 現場から。今、70公園を持っています。小さな公園から大きな公園まで管理しておりまして、日々、そういったトラブルは非常にあります。公園の管理の業者の方もそこは非常に悩むところで、気持ちとしては子供たちに自由に遊んでほしいです。ただ、やはり苦情というの

が日常的にあります。

それは、いろいろな苦情があって、そこまで言うことはないではないかという、今の三浦委員のお話のようなこともありますし、これはどう考えても住民の方々がノイローゼになってしまうような状況だよね、ということもあります。やはり、公園の設計やデザインやゾーニングも考えなければいけないところです。

ただ、子供の声だけではなく、木が邪魔だとか落ち葉が落ちてくるということも非常にあります。その現場に行くと、確かにお困りだなと。高齢化になって、落ち葉も掃けない方々がいらっしゃって、困っていることはわかります。そうすると、暮らしていくという視点と公園のあり方をもう1回見直していかないと、この問題はどんどんトラブルの絶えない状況になっていくと思うのが、現場では実感しているところです。

委員： 遊びがいろいろ多様化して、公園で遊ぶ子供が少なくなってきたのではないかと思います。実際にそういう問題が発生していることは聞いておりますが、それと同時に子供たちが公園で遊ぶ、魅力ある公園づくりが必要です。本当に少なくなったと思います。少なくなった子供たちが騒いでそういうトラブルが起きているのでしようけれども、もっともっと子供たちが遊べるような公園づくりが必要かもわかりません。

委員： お互いにマナーがわかり合えない感じがすごくします。昔だったら、怒られたり叱られたりしながら、ガキ大将がいたりという状況が今はないので、そのあたりのお互いのマナーがぶつかってしまう感じがします。

委員： 虫のことを考えますと、外来の樹木を結構植えているのかと思います。その樹木につく昆虫につきましては、日本在来の樹木と外来種とでは集まる昆虫がまるっきり違うわけです。植樹するときにはそういうことも考える……今回の基本計画の中にもそういうことを盛り込むことができればいいのか。多分、大体どこを見ても成長の早い外来の物を見かけます。

それと、あとは木を伐採する時期です。これも予算のことやいろいろあるかもしれませんがけれども、これから花が咲くというときに伐採するのを見ています。そういうことにはきめ細かな、魅力ある公園づくりが必要かもしれません。

委員： 子供たちが公園にしょっちゅう行っていれば、周りの人もあそこは公園だから子供が来るのは仕方がないと思うかもしれないけれども、たまに会うと、近所の人「うるさい」と思うのかもしれない。

公園は樹木も大事ですけれども、子供が遊びたくなるような施設や、例えば私が考えているのは、公園の中に木で迷路をつくるとか、足つぼの石のロード等を設置したら、子供は日常的に行けて、近所の人慣れて、ここは公園だからしょうがない、となるといいなと思っています。

会長： ほかにはどうですか。

委員： 今の問題より少し大きな問題になるかもしれませんが、府中ではないですけれども、ほかの自治体で例えば保育園などをつくる場合、まず反対で大部分が白紙になっています。それは騒音だと思いません。大体、「子供がいることはいいことだ」というのは共通項で、皆さん、大体思っていると思いますが、自分の家の近くに来られると、嫌だと言う。この辺の非常に難しい調和ですね。

昔の大人と違って、今の我々大人は割合に堪え性がなく、すぐカッとなって注意する。昔は子供も注意されてもまた懲りずに同じことをして、そしてまた注意されて、また同じことをしてというのがありましたけれども、今は変にこじれると怖いですからね。

そういう状況の中において緑をふやしていこうということですから、非常に用心深く議論していかないと、「緑はいいことだ」ということだけでは済まないと思います。以上です。

委員： 子供がうるさいからと公園をやめるとか公園に行かないとか、そこへ逃げてはいけないのではないかと思います。もっと違うところへ行って、またやっていたらいい。そういう繰り返しでみんなが親しんで

いけるようにしないと、公園が殺伐としてしまって、ただ木は植わっていて森はあるけれども公園に子供は来ない、人が来ないということではあまり意味がないかな。

委員： 私は府中環境市民の会に所属していますが、わき水祭りをやりますと、いつもスマートフォンを見ている子が用水に入り、昆虫に夢中になって、全然違う表情です。ああいうふうに一応、大人がついてやると、それなりの範囲の中ですが、自由に行動ができる。子供というのはそういうものですから、子供独自ではなくても何とかそういう企画をどんどんふやしていくことも、1つの方向ではないかと思います。

委員： 私も今のお話を伺っていて、私たちが公園管理をするということは、公園に縁側をつくることだと思っています。公園は縁側だと思っています。昔は縁側があって、隣のうちでちょっとお茶を飲んだりおしゃべりをしていたのが、今はそういう状況ではなくなってしまって、そのかわりになるのが公園かと思っています。

やはりいろいろなトラブルもありますが、トラブルの原因はコミュニケーション不足かと思っています。お互いにわかり合っていない。もしわかり合っていたり、ふだんからお話ししていれば、多少のことは、「ああ、いいや」ということになったり、ほほえましく見えたり、騒音には聞こえなかつたりすると思います。

そういった縁側づくりとして、例えば皆さんと一緒に何かお話しする機会や、一緒に公園で花を植えたりイベントをしたりおしゃべりするような機会など、今、ケーティングを使って「パークカフェ」をやったりしていますが、そういう形でコミュニケーションがとれていくと、次第に「地域の公園」という気持ちが生まれてきて、では地域の中の大事な公園、地域の中で地域の子供たちを育てようというような、そういう方向性も出てくるかなということを、現場で実感として感じます。

そういった場づくりをしていくようなコーディネートがこれからの公園、「ある」だけではなく、先ほども大人の方がいると子供が自由に遊んでいるという、大人もそうだと思います。つないでいく役割が必要かと今、すごく思っています。

委員： 今、おっしゃったとおりだと思います。例えば家でもどこでもいいですけれども、騒音は知らない人が出すと非常にイライラすることがあります。知っている人だと、あ、いいか、と。その辺がコミュニケーションだと思います。その辺の何かがあれば我慢できるというか、それがだんだん世の中全体が我慢できない状況になっているな、嫌な方向に行っているなど。それをまたもとに戻すのは何十年もかかるのかもわかりませんが、ぜひそういうことも念頭に入れて検討していただければと思います。

委員： 賛成です。やはりおばあちゃん、おじいちゃんを引っ張り出してきて、子供たちと一緒に遊んでもらう、そういう仕掛けを盛り込みたいのです。そうすると、最初はうるさいと思っていたおじいちゃん、おばあちゃんも、「しょうがないわね」みたいな感じで、「じゃあ、こうしたら」といろいろ教えてくれるようになるのではないかと思います。

そういうソフトの場面ですね。公園という場があると。では今度そこにどういう仕掛けを持ってきて、みんなのコミュニケーションが深まっていくのかという、そういう仕掛けをどんどん……新しい「緑の基本計画」はそこまで含めた「緑」という視点が大事かと思います。

委員： 大変積極的な方向性を出していただきました看板ですけれども、多分看板は昭和の時代か何かに設置したものがそのままずっと物体として残っている。そこにいる人がいなくなってもまだ看板が残っていて、サッカーをする子がいなくても看板に「サッカーをしてはいけません」という、現状に即していないような看板がもしかすると残っているのかもしれない。

もしかすると、その文句を言っているおじいちゃん、おばあちゃんは看板を設置したときには子育て世代で、自分の子供がそこでサッカーをして遊んでいた可能性があります。こういうことができるのかどうかわかりませんが、看板をつくったときの経緯ですね。看板も安くはないので、なぜこの看板が立てられたのか。

それと公園の周りの環境がマッチしているのか、現状に即していないのか。というのは、不必要な看板はとってしまったほうがいいかも

しません。それにもお金がかかると思いますけれども、どうでしょうか。

委員： 賛成です。

委員： 看板をとるにもお金がかかるのであれですが、即していないような気がします。

委員： 看板の汚さやきれいさで公園の価値がまた全然変わってくるので、実は看板は非常に重要だと思っています。

委員： 「子供は外に出て遊びましょう、ここはサッカーができます」と書いたら、みんなサッカーをやりますね。

委員： いいですね。

委員： 「ここでは遊んではいけません、ボールは使ってはいけません」と書いたら、誰もやりません。

委員： 禁止ばかりです。

委員： 全部消して、全部書きかえてしまう。とるのは大変だったら、今はシールで張れます。時代に即して「ここはサッカーができます」と書いてしまったほうが安上がりです。

委員： 看板のほとんどが、周りの方の苦情から来ているのだと思います。私たちも看板を設置してくれと言われるので、その方々とのコミュニケーションをとりながら進めていかないと、逆にクレームがしわ寄せで来てしまうというのがあるので、そのあたりも何かモデル的なところを1つつくってやってみるといいかもしれない。

会長： 別の市で僕は見て驚いたのですが、おじいちゃんたちがゲートボールをやっている。それは子供が野球をやっているところを追い出して

やっている。

委員： 元気ですね。

会長： 元気というか、何だと、僕は頭に来ました。そういう問題ですね。なかなか難しいです。もちろんおじいちゃんたちがゲートボールをする場所も大事ですが、小さな子供たちがやっていた場所に入ってきて、穴を掘ってゲートボールを始めるのは、私はつらいですね。

委員： 私の子供なども、日曜日、何をして遊ぶ？ と聞くと、親とすれば遊園地を始めいろいろなところへ連れて行ってあげたいと思いますが、どこに行きたい？ と聞くと、「近所の公園に行きたい」と必ず言います。子供にとって「近所の公園」は非常に大切な場所だと思います。そういうところをもっともっと子供が遊びやすく整備する。

子供を見ていると、何もなくても自分で枝を拾ってきてまごしたり穴を掘ったり、自分で想像して遊んでいるのです。こちらが、こうしなさい、ああしなさい、これを置いたからこう遊びなさいではなく、自分たち、子供たちがみずから発想して遊べるような公園があればいいなと思います。

委員： 賛成です。

会長： ありがとうございます。皆さんからいろいろな意見を出していただきましてありがとうございました。

< 議題 3：府中市の緑の現状について >

事務局より資料内容を説明

会長： ありがとうございました。緑の現状についてご説明いただきました。何かご意見はありますか。

委員： 大國魂神社からのケヤキ並木の診断をしたことがありまして、今回はそのご縁もあってこちらに参加させていただきましたが、大分傷ん

でいますので、こういうふうなときに必ず言われるのが、危ない、危険、という市民の方の不安の声です。と同時に、ここのアンケート調査でも明らかなように、シンボリックで守ってほしいという声もあるので、そういう両立性をはかる計画を盛り込んでいくことが非常に重要だと思えます。

今、23区内は街路樹の問題で住民対行政の対決がたくさんあります。そういうことが府中市で起きないようにふだんからコミュニケーションということと、どう更新していくのかという新たな視点が大事だと思えます。

委員： 今、後藤さんからもお話を聞きましたが、後継樹をつくるために農業高校と一緒に種を拾って苗木をつくっていらっしゃるというお話がありました。それはすばらしい取り組みだと思うので、街路樹などはそういう後継樹を……さすがに間に合わないと思えますので、改めて府中市内の多少大きくなっているケヤキをとってきて更新していく計画も少しずつ実行していくとよろしいかと思えます。

文京区の播磨坂の桜並木も私は診断していますが、そこもやはり悪い順に切って新しい物に植えかえています。そうすることによって住民の人も、ただなくなるだけではなく、ちゃんとかえていってくれているのだということが伝わると、安心してクレームにならないのです。

そういうことをよりオープンにして知っていただかないと、不安でいろいろ苦情の種になってしまいますから、植えかえますよ、でもそれはまた未来のケヤキ並木をつくるためですよ、ということをしごくオープンにして取り組んでいくことが大事かと思えます。できればそういう計画を盛り込んでもらえるといいなと思えます。

委員： たくさん資料もあってなかなか難しかったですけれども、簡単に言うと府中市の公園の状況は278カ所あって、1人当たりの公園面積は6.86㎡あるということで、結局ここで言いたいのは、公園は今、適切な場所に設置されていて無駄なところは1つもない、無駄に設置してある公園は1つもないから減らす計画もないと。

それと何ページだったか、生産緑地が449.90㎡で、それが先ほど

500 m²から 300 m²に減らして、それを計測するという事は、これは減らしたところは生産緑地、緑地にするということですね。緑地になることが条件。緑の率が減ってしまっておかしい結果にはならない。私はその辺の数字がよくわからない。

委員： 生産緑地の件ですけれども、指定できる最低の面積が今まで 500 m²でした。今年度の法改正で、新しく指定する場合は 300 m²から指定できる。ただ、これもこれから各種の条例が変更されないとできませんけれども、そのことです。したがって、一概に皆さんが指定するとも限りませんし、今、市街化区域内に持っている農地が、最低が 300 m²になったからどんどん指定されるかはわからないです。

委員： 300 m²のあとの 200 m²を保育所などに有効活用するとか、そういうことではないのか。

委員： 違います。今まで 500 m²ないと生産緑地の指定ができなかったのが、もっと少ない農地でもできますよということですから、減らすということではない。

委員： 指定するのに、最低面積が下げられた、緩和されたということですよ。

委員： 生産緑地はもっと減る確率が高いですね。ここ 30 年で。

委員： 2030 年問題がありますので。

委員： 私たちの年代以上の方が農地を管理できない状況になっていますので、生産緑地はかなり減ると思います。

委員： この資料の 6 ページにもありましたように、どんどん減っています。ちょうど平成 34 年に当時の設定から 30 年たちますので、まだ正式には細かいところは決まっておられませんけれども、特定生産緑地という指定を受けないとそのままになってしまうということですから、

これから来年以降、その辺の動きもまた事務局の方もあると思いますけれども、そこで今、後継者が足りないとか、個人的には農家の方のいろいろな問題が出てきます。

生産緑地としてはまだ不透明です。まず、一番の税制が全然出ていないものですから、その辺が農地は固定資産税の問題がありますので、これだけ見ると今やっている方の年齢も上がっていますから、減ることはしようがないのかということは考えられます。

委員： 都市農業に関しましては、都市農業振興基本法ができて、今まで都市農業は農業として全国的に見ると非常に小さいものだったかと思えますけれども、これからは都市農業こそがまちづくりに必要なのだと転換された法律だと思っています。

そういうふうに都市農業が大事だという一方で、生産緑地の問題や今後の後継者の問題の中で、今回の6月の法改正ではそういう都市農地をもっと開かれたものにしていくという意味で、今までの「農」という考え方を変えていくというところで、新たな取り組みがすごく求められているのだと思います。

府中の近くですと、国立で今、「やぼろじ」という古民家を再生している場所がありまして、そこと組んでやっていらっしゃる「農天気」という会社が、新しい農業ということで民間で入ってやっております。そういった事業を国交省がPRしたり、よそでもできないかということで動いていらっしゃいます。

農地がなくなっていく一方で、そういう新しい取り組みが府中市内でもふえていってほしいと私も思っています。農家さんも大変な状況だと思えますので、複雑な問題だと思えますけれども、そのためにはいろいろな力づけや、そういう取り組みも必要かと思っています。

委員： 税制がどういうふうに変っていくのかということが非常に重要なところかと思うので、ぜひ農地をお持ちの方にとってメリットのある制度にしてもらいたいですね。そうしないと、結局、入ってくれるかどうか分からない、人口は相対的に減っているのに「アパートを建てませんか」というお話を持ってこられるわけです。目先はよさそうですけれども、日本の人口は決してふえているわけではないので、

そこは制度で市や町が守ってあげないといけないのではないかと思います。

委員： ありがとうございます。その話を後ほどと思いましたが、これからの事業についてはそういう制度を取り込んでいかないと難しいかと思えます。

会長： 今のご意見、市のほうからはどうですか。

事務局： 先ほどございました公園の1人当たり面積は、都市緑地法等々の中で市の条例でも定めております。同じ数字ですけれども、1人当たり10㎡以上と目標を立てまして、前回の緑の基本計画の中にもそのようにうたったところでございます。しかし、1人当たり10㎡というのはなかなか厳しいところでございます。実は人口がふえますとその分また公園の面積が必要になってまいりますので、なかなかというところがございますことが1点です。目標としてはそういったところで取り組んでいます。

もう1つは、先ほどございました生産緑地との絡みでございます。実は先ほどご説明の中にございましたように、いわゆるマンションが建つとか、一戸建ての住宅が建っていくことは、それだけ農地が、生産緑地と言われているエリアで畑や水田が減っている状況でございます。

実はそういった物が減っていく一方で、そこに民間として緑地や公園を設置していただくわけです。農地が減って、そういったところの緑地がふえてという形の中で相殺はさせていただいてはいるのですが、なかなかそうはいつでも町の中の農地は大変貴重なものであるということの中から、今回の法改正では「農地が緑地である」というような考え方がきちっと出ました。そういった中からも、この緑の基本計画の中にきちっと組み立てていきたいと考えています。以上です。

委員： 質問ですけれども、府中市の空き家の状況というようなものはどんなふうになっているんですか。結局、農地を潰してマンション、アパートを建てるより、空き家を利活用したほうが人口増加には対応して

いくことができると思いますが。

事務局： 今、正式な数字は担当が違うので持ち合わせておりませんが、議会などの答弁を聞いておられますと、約1割近い物が空き家の位置づけになっております。ただ、それは戸建てが1戸で「1戸」ではなく、共同住宅の1部屋でも「1戸」ということになりますので、その一部分、戸数はありますけれども、敷地に1軒建っている物が1戸ということでは、大分少なくなってくる数字にはなると聞いております。

委員： 連携でデータを共有すると、いろいろ活用できることがふえるかもしれないですね。ありがとうございます。

委員： 農地をお持ちの方は相続のときに現金を納めなければいけないということから、土地を手放さざるを得ないということが非常に大きいと思います。そのあたりをどうしていくかなのかなと思って。

もともと私がこの活動を始めたのはその部分の問題を大学のときに感じてやっているのですが、例えば地権者の方々が、後継者がいる、いないにかかわらず、やはり土地を手放さざるを得ないという状況が非常にある中で、ではその中でどのように少しでも緑を残していけるのかという部分を、新たな土地活用を今回の法律改正と絡めてモデルをつくっていきたいと思っています。

実はことしは先月、練馬で地権者さんと組んでの講座をしたところですが、みんなで知恵を出し合っていないといけない時代だと思っています。

あと、全体的なトークのところでも市の方の質問がありますが、前回は2009ということでもう8年前ですが、この3月にあった前回の緑の基本計画の目標値を達成していないかとか、そのあたりが課題なのか、全体からの課題なのかというのがあって、今、現状をご説明いただきましたが、数字だけを見ると全体傾向は「変化なし」というのが多く、課題があるのかなのか。

実際には今日皆さんと前半にお話ししたように、多分、課題だらけの「緑」だと思うので、そのあたりが見えてこないと思っています。

どうやったらそのあたりの課題が見えてくるのか、と思っています。

1つは、最近の苦情、要望などが、実際にどういうものが緑の課には来ている、どういう問題を抱えていらっしゃるのかということがわかると、この委員会でも今後の対策を皆さんと話し合っていけるのか。苦情、要望の内容や、逆に感謝とか、こういうことがよかったという市民の声は、アンケートだけでは出てこない部分が日常的に多々あるのではないかと思います。そのあたりが知りたい。

あとは市のご担当者の方が実際に肌身で感じている課題もぜひお聞きしたいと思っています。今日すぐということだけでなく、よろしいのですが、こういう傾向があるといったことがある程度わかると、助けになるとと思っています。

そういった実際のアンケートには出てこない今の社会状況の中の緑の課題や動き、前回の基本計画からの目標を達成しているのか、していないのか、これから市としてはこういう方向性が必要ではないかと思っているけれども、この委員会にこういうことを期待しているなど、市のほうからの現場のご意見を伺いたいと思っています。

事務局： 大変貴重なご意見かと思っています。実は我々も前回つくりました緑の基本計画の各項目に対する評価をまとめている最中でございまして、次回以降お示しできればと考えております。

また、苦情の関係、今、どのようなものを受けているのかということも、実は全部データ化できております。次回、大変おもしろい結果が出るかもしれませんが、お示しできればと思います。また、評価の中ではプラン・ドウという形の中でチェックということでもありますけれども、実際、数年経っている事業も幾つかございますので、そういったものも事例ということでお示しできればと思います。

例えば、先ほど担当からご説明がございましたけれども、今まで用水路に蓋がけをして緑道であるとか遊歩道ということで推進してきましたが、近年、管渠でいわゆる生物多様性というお話もございましたので、今はそこに国立のほうから水を引き込み、通年で水が流せるようなところを幾つかつくり、実験をしている最中です。親水路ということも含めて、幾つかそういったことを始めているところもございま

す。

また、農地の課題についてもさまざま、実はつい最近では農業委員会にお邪魔させていただき、いろいろご教授いただいたところです。そうした中から、現在の緑の基本計画 2009 の中には今後の1つの課題、取り組みとして、農業公園を開設していったらどうかというものがございまして。現在、その開設に向けた中で、農業委員会様ともご協力させていただきながら準備を進めている最中でございます。

また、先ほどございました樹木につきましても、さまざまな課題をいただいているところから、現在、大幅なリニューアルをかけていくことを念頭に、まずは大径木になった物を伐採させていただきまして、その次に、先ほど山田委員からもありましたけれども、外来種が結構入ってきているということもございまして、そうしたものも踏まえて、今後どのような樹木に置きかえたらいいのか、その辺もいろいろご協議いただく場面が出てくるのかと思っています。

そうしたことから、次回、そういった物を含めて少しお示しできればと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

会 長： 次回を楽しみに。

委 員： ありがとうございます。

< 7 : その他 >

事務局より次回の審議会開催時期等について説明

会 長： ありがとうございます。何かご質問はありますか。

委 員： 農道は少し違うと思いますけれども、私はまちづくりは道路が基本だと思います。府中の道路をわかる範囲で自転車で走ってみましたけれども、ここはいい道路だなというところが1つもなくて、木を植えるにしても道路をつくるにしても別々ではなく、もう少し一体化して計画していかないとまずいのではないかなと思っています。

もう1つは、都立府中公園の中にある朴の木の植え方がすごくおか

しいと思って、なぜああいう植え方をするのだろうというのが非常に疑問です。

委員： 府中の森のほうですか。

委員： 都立のほうですね。

委員： 美術館のあるほうですか。

委員： そうです。朴の木はすてきな木ですが、あれでは花が咲くのも大変です。このくらいの太さの木を6本か7本かかためて植えてあり、朴の木にあの植え方はないですよ。

委員： 朴の木は育ちがいいですから。

委員： だから余計にああいう植え方はだめです。

委員： うちが植えたのではありませんが。

委員： それをどこへ言っていいのか。

委員： 都立公園の管理はこちらがやっているのですか。

委員： 私たちではないです。東京都公園協会さんです。

委員： 昔、昭和30年、40年のころは、樹木の将来像をそれほど意識しないで設計してしまっているのです。当時、緑が少なかったという時代背景があり、まずは緑をふやすことだ、とにかく植える、というところが出発点だったので今、多少、そういう齟齬が出てきている。新たなやり方でそれをリニューアルしていく、という発想でいいのではないかと思います。決して悪気があって植えているのではない。

委員： 最初、植えたときは細い木を植えている。

委員： 朴の木はどういう性格かわかっていない。

委員： 緑化をするという概念自体が昔はそれほどなかったのだ。

委員： それがすごく気になって。

委員： 府中市にしても東京都にしても、樹木の管理面が少しおこなっているのだ。

委員： 「更新」という視点を入れた管理にしていくといいですね。

委員： 東京都にしても管理が適切に行われていない。良い例が東八道路ですね。あれはこんな木をボンボン切ってしまった。管理していないから、剪定しないから育ちがいいのです。買えば100万円のクスノキを切って、小さな木、石原都知事から100万本といったか、植えろという指示があったので、みんな伐採してしまった。都内もそうですね。業者は黙っていますけれども、現実にはやっていて、いいのかな、こんな切ってしまったと。

委員： ちゃんと見張ってじゃないけど、見ていないと。

委員： 残す木、残さない木を取捨選択をして。

委員： あれは鳥が運んできたのではないかな。

委員： そういうこともありますね。

委員： 鳥はかたまって持ってこないと思う。

委員： 浅間山にも何本か出ています。鳥が運んできた物ではないか。

委員： こんな大きな白い花。

委員： 白い花で、すごくいい匂いがするのです。あんなかためて種を落としますか。

委員： 近くに2本か3本、出ていますよ。

委員： 放っておくと、ちゃんと見てあげて、これはちょっと選別してあげよう。

委員： あとは管理の問題です。

委員： 公園にしても街路樹にしても、これからは植木は管理を重点的にやらないと。

委員： シュロの木是件ですけれども、多分、府中市はいろいろなところにシュロの木があると思いますけれども、非常にふえ過ぎて、シュロの木自体に責任はないですけれども。

委員： 景観の観点からも少し何とかしてほしい。見るに見かねて、個人的に3、4本勝手にやってしまったのです。そういうところもありますので、シュロの木対策もぜひ。残念ながらあまり見た目がよくないですが、全滅させることはないと思うので。ただ、あれも鳥が運んでどんどん。

委員： 鳥ですね。

委員： 何とか歯どめをしてほかの木をやっていかないと、シュロの木だけではつまらない公園になってしまいますね。

委員： ネズミモチも結構生えています。

委員： ネズミモチは多いですね。

委員： 未生だろうなと思いながら。

委員： このごろは植えないですね。

委員： 先日、後藤課長補佐にこの件を話したら、府中ではとりあえず生物多様性の点から全滅させることはないけれども、生態系を乱すことでは駆除の対象だというお答えがありました。国立では完全に駆除の対象ですね。

委員： シュロの木だけです。

委員： 今回の検討協議会ですけれども、できましたら会議室の中だけではなく外の事例も見たり、府中のいいところも悪いところも含めて緑の現状を皆さんと視察できたら楽しいかと。

委員： 賛成。

委員： ケヤキの状況もありますし、先生のお話もぜひ伺いたいので、現場視察や、もしできれば先進事例を見に行くこともできればと思っています。

会長： ではそろそろですけれども、今までの流れで事務局から一言。

事務局： ただいまの視察や現場という形かと思えますけれども、委員会で1回そうしたことを設けさせていただければと思います。早速、どういうことができるか、どういったところを見たらいいのかということを含めて千賀会長とご相談させていただければと思います。ぜひご協力のほう、よろしくお願いいたします。以上です。

会長： 今日はどうもありがとうございました。

一同： ありがとうございました。

5 閉会

以上